

公益社団法人神奈川県病院協会事務長部会規則

平成9年11月20日制定

(名称)

第1条 本会は、社団法人神奈川県病院協会事務長部会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、社団法人神奈川県病院協会（以下「協会」という。）の事務局内に置く。

(目的)

第3条 本会は、協会役員と協調を保ちながら、次の事業を行う。

- (1) 本会の会員病院（以下「会員」という。）相互の緊密な連携を図るため、情報交換を行う。
- (2) 病院運営に関する諸問題についての研究・調査を行う。
- (3) 会員相互の知識習得のため、研修会を行う。
- (4) その他本会が必要と認める事業を行う。

(部会員)

第4条 本会の部会員は、協会の会員の事務長（事務部長、事務局長）又は、それに準ずる職員とする。
2 本会の部会員が転職・退職及び死亡等により、その職を辞したときは、その後任者を本会の部会員とする。

(役員)

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 3名以内
- (3) 地区幹事 別表による。
- (4) 予備幹事 別表による。

(役員を選任)

第6条 地区幹事及び予備幹事は、地区病院協会長の推薦に基づき、神奈川県病院協会会長（以下「会長」という。）が選任する。
2 会長は、必要に応じて推薦幹事を若干名選任することができる。
3 代表幹事及び副代表幹事は、推薦幹事及び地区幹事の互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補充等による役員任期は、前任者の残存期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
3 役員は、辞任し又は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(特別顧問)

第 8 条 この会に、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、この会に功労のあった者の中から幹事会が推薦する。
- 3 特別顧問の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 4 特別顧問は、代表幹事の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議等)

第 9 条 本会の会議は、全体幹事会と幹事会とする。

- 2 会議は、代表幹事が招集し、会議の議長を務める。
- 3 全体幹事会は、年3回（5月、9月、1月）開催する。
- 4 幹事会は、全体幹事会の開催月を除き、月1回開催する。
- 5 会議等には、必要に応じて協会役員及び協会参加者が出席することができる。
- 6 幹事会に地区幹事が出席できないときは、予備幹事が代理出席することができる。
- 7 代表幹事は、必要に応じて関係職員等をオブザーバーとして出席させることができる。

(事業運営)

第 10 条 本会の事業を推進するために、次の事業班を置く。

- (1) 情報収集・提供班
- (2) 研究・調査班
- (3) 研修班

(委任)

第 11 条 この規則に定めのない事項についての決議は、第9条に規定する幹事会に委ねるものとする。

(旅費の支給)

第 12 条 部会に関する旅費は、協会が別に定める規程により支給する。

(規則の改正)

第 13 条 この規則は、幹事会の過半数による議決を得なければ、改正することができない。

附 則

- 1 この規則は、平成9年11月20日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。
- 3 この規則は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 4 この規則は、平成27年6月17日から適用する。

別表

地区幹事及び予備幹事

地区病院協会名	地区幹事の人員	予備幹事の人員
横浜市病院協会	4	1
川崎市病院協会	2	1
相模原市病院協会	1	1
三浦半島病院会	1	1
鎌倉市医師会病院会	1	
湘南病院協会	1	1
湘南西部病院協会	1	1
厚木病院協会	1	1
大和・高座病院協会	1	
小田原医師会病院会	1	1
足柄上病院会	1	
計	15	8